



2022年度 「SBIR推進プログラム」

公募質問集（FAQ） （福祉課題）

**国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
イノベーション推進部 プラットフォームグループ**

応募要件①

◆Q1. 個人事業主でも応募は可能か

◆A1. 本事業の提案者は法人格を有することが必要となります。

◆Q2. 資本金が3億円を超過している場合でも従業員が300人以下であれば中小企業に該当するのか

◆A2. 従業員基準を満たしているため、中小企業等に該当します。

◆Q3. 政策課題には合致しないが、部分的な内容でも応募は可能か

◆A3. 各研究開発課題に資するテーマであれば応募は可能です。

◆Q4. 過去にNEDO事業に採択されたことがあるが、応募は可能か

◆A4. 過去にNEDO事業で採択された場合でも、「不合理な重複」及び「過度の集中」に該当せず、提案内容が異なるものであれば応募は可能です。

応募要件②

◆Q5. 大企業或いはみなし大企業は、代表提案者としても共同提案者としても、本事業に応募できないのか。

◆A5. 2. 応募の要件（1）対象事業者の要件を満たす方（中小企業等）を提案者として本事業の対象とします。共同提案者も同様です。

◆Q6. 「申請する費用は、原則として、代表となる者の費用が、全体の対象費用の50%以上とする必要があります」とあるが、申請費用の50%以上とはどのような意味か

◆A6. 共同提案者との費用の配分につきまして50%という意味です。例として、実施体制が代表提案者1者及び共同提案者2者の計3者で、申請する費用の合計が1500万円の場合、代表提案者の計上する費用が750万円以上である必要がございます。

応募要件③

◆Q7. 提案フェーズに関して、フェーズ2からの応募は可能か

◆A7. 本公募対象フェーズが「フェーズ1（委託）及びフェーズ2（助成）」となっている研究開発課題（3及び6）につきましては、フェーズ2からの提案が可能です。

◆Q8. 上場企業はフェーズ1でも2でも参加できないのか

◆A8. 上場しているか否かは応募要件としていません。本事業では中小企業等を応募要件としているため、大企業やみなし大企業は対象事業者の要件を満たしません。詳細は公募要領にてご確認ください。

◆Q9. フェーズ1終了後、フェーズ2の申請は可能か

◆A9. フェーズ2への移行を希望される場合、ステージゲート審査を受けて頂きます。ステージゲート審査につきましては事業期間中に別途ご案内します。

応募要件④

◆Q10. 複数の研究開発課題番号での提案は可能か

◆A10. できません。公募要領をお読みの上、一方の研究開発課題を選択いただくか、複数のテーマへ、別々にご提案ください。

◆Q11. 現在大学で研究されている内容について、商品開発のテーマで提案することは可能か

◆A11. 本事業では、中小企業等を応募の要件としているため、起業或いは学術機関等から中小企業等へ技術移転が完了し、応募者が中小企業等である場合は、応募可能ですが、引き続き大学で研究することを想定している場合には、[JSTが実施している2022年度プロジェクト推進型SBIR](#)フェーズ1支援への提案をご検討ください。

応募要件⑤

◆Q12. 本事業の趣旨に合致し、内容に新規性が認められる場合は、いわゆる「改良開発」も対象になるのか。

◆A12. 既存技術の改良に研究開発要素があり、また、改良により、研究開発課題の解決に資する提案内容であれば対象となりますが、本公募に提案される新規研究開発要素と既存技術との違い（新規性）を明確にお示しいただくことが必要です。

応募方法及び提出方法 e-Rad関連①



- ◆Q13. 研究員や補助員は応募前に全員がe-Rad登録を完了している必要はあるか
- ◆A13. 提案者が単独（共同提案者がない）の場合、研究代表者（1名）のみe-Rad登録がされていれば要件を満たしています。
- ◆Q14. 再委託先として（大学）を考えておりますが、その場合、再委託先である大学はe-Radへの登録が必要か
- ◆A14. 再委託先・共同実施先・共同研究先については、e-Rad登録は不要です。
- ◆Q15. e-Radへの提案書類のNEDOへの提出とは、e-Rad上でも提案書類の提出が必要なのか。
- ◆A15. 必要ありません。e-Radに関するご質問は、e-Radページ内をご確認いただくか、[e-Radヘルプデスク](#)へお問い合わせください。

応募方法及び提出方法 e-Rad関連②

◆Q16. e-Radの研究機関コード（10桁）が分からない

◆A16. [e-Rad FAQ](#)をご確認ください。FAQでもわからない場合、恐れ入りますが[e-Radヘルプデスク](#)へお問い合わせください。。

◆Q17. 提出書類番号⑩「e-Rad応募内容提案書（添付資料6）」の入手方法が分からない

◆A17. e-Radポータルサイトへログインし、所属研究機関及び研究代表者の登録を行い、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」のPDFファイルをダウンロードしてください。

提案に必要な書類等①

- ◆Q18. 提出書類番号⑪「ユーザー候補からの推薦証（添付資料7）」の対象者とは何か
- ◆A18. 推薦書を提出いただくユーザー候補がいる方を指します。提出書類番号⑪の提出は、任意です。
- ◆Q19. 提出書類番号⑲「研究開発統括責任者候補研究経歴書、研究開発責任者研究経書」は、単独提案の場合、どちらか一方だけでよいか
- ◆A19. 共同提案者がいない代表提案者1者による提案の場合は、「研究開発責任者 研究経歴書」のみを提出してください。
- ◆Q20. 提出書類番号⑳「NEDOが提示した契約書（案）（標準契約書を指します）について疑義がある場合は、その内容を示す文書」の様式が分からない
- ◆A20. 様式等ございませんので、様式自由にて作成してください。提出書類番号㉒の提出は、任意です。

提案に必要な書類等②

◆Q21. 必須となっている提出書類について、該当しない場合、提出書類に含めなくてもよいか

◆A21. 提出必須となっている提出書類は、該当しない場合であっても全て提出してください。

◆Q22. 利害関係者はどのように記載すればよいか

◆A22. NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者と考えられる方がいる場合、例えば、協力者として外部（大学や国研、公設試等）から技術指導をいただいている場合などに、研究者名等を記載してください。[昨年度の採択委員の候補者リスト](#)もご参照ください。

提案に必要な書類等③

- ◆Q23. 推薦書を記載いただいたユーザー候補の企業名について、審査目的以外で、名前が公開される可能性や、審査過程、または審査後に、ユーザー候補の企業に何らかの支援が要請される、またはNEDOが連絡する可能性はあるか
- ◆A23. 個人情報については、個人を特定できない状態にした上で、統計資料等に利用することがありますが、それ以外に利用することはありません。ただし、法令等により提供を求められた場合は除きます。
- ◆Q24. 提案書様式のイタリック体の青文字を削除することは把握したが、鉤括弧やグレーの背景については特に注意書きがなかった。鉤括弧やグレーの背景について削除すべきなのか、残すべきなのか
- ◆A24. 鉤括弧やグレーの背景について、そのまま残っていても審査に支障はありませんが、削除をお願いします。

提案に必要な書類等④

- ◆Q25. 既存特許を利用した提案の場合、その特許の利用許諾の証明書類も合わせて提出する必要があるのか
- ◆A25. 自社の既存特許の場合には必要ありません。他者の既存特許の利用許諾を受ける場合には、その予定であることを提案書に記載してください。採択された場合には、NEDO担当者が詳細を確認します。
- ◆Q26. 提案書(様式第1)のページ数の制限はあるか
- ◆A26. ページ数の制限は設けていません。
- ◆Q27. フェーズ1（委託事業）について、研究開発の経費が1500万円を超える場合には、超過部分を自己負担とする形で提案すればよいのか
- ◆A27. NEDOが採択者に委託できる費用は、1500万円以内であるため、提案書に記載する金額は上限1500万円迄として下さい。

実施体制

◆Q28. 共同提案の場合、複数の実施先（例：代表提案者と共同提案者①及び②）の両方から再委託・共同実施・共同研究を請け負うことは可能か。

◆A28. 再委託・共同実施・共同研究は、代表提案者1社のみからの受託として下さい。以下に実施体制に関する応募要件をまとめた表をお示しいたします。

	代表提案者	共同提案者	共同実施先 再委託先 (フーズ1)	共同研究先 (フーズ2)	(外注先)	備考
中小企業 スタートアップ	○	○	×	×	○	
大企業	×	×	×	×	○	みなし大企業を含む
大学・公的 研究機関・ 高専	×	×	○	○	○	
海外企業・ 機関等	×	×	×	×	○	
備考	全体の対象費用 の50%以上と する		契約時における 委託費総額の5 0%未満を対象 とする	交付決定時にお ける交付金総額 の50%未満を 対象とする	研究開発要素の ない、委託事業 の遂行に必要な、 加工・分析等の 請負	

対象費用の詳細（労務費）①

◆Q29. 登録研究員の労務費単価が、応募時から事業開始までの間に変更する可能性がある場合、どちらの単価で積算すればよいか

◆A29. 変更後の労務費単価での労務費を計上してください。

◆Q30. 研究員と補助員の違いは何か

◆A30. 研究員とは、委託業務或いは助成事業に直接従事した研究員で、従業員等（委託先或いは交付先と雇用契約、派遣契約及び出向契約）としての身分を有し、実施計画書或いは交付申請書に研究員として登録されている者です。補助員とは、研究実施場所に出勤し、または他の登録研究実施場所に移動して実験補助、研究資料の整理等を行うアルバイト、パート等で雇用された者です。なお、正社員が補助員となることは可能です。

対象費用の詳細（労務費）②

◆Q31. 登録研究員一人で経理責任者を兼務することは可能か

◆A31. 登録研究員が経理責任者を兼務されることは可能です。但し、労務費に計上できるのは「事業に直接従事した時間分」のみです。事務作業（プロジェクト担当部との事務的な打ち合わせ、経理書類や事務書類の作成）を行った時間分については除外して計上してください。

◆Q32. 決定している役員報酬は、事業年度中の変更は認められていないが、採択後に労務費単価を変更することはできないのか

◆A32. 労務費単価、事業開始時点で決定している役員報酬を労務費単価表に照合し、該当する労務費時間単価となります。なお、役員が労務費を計上する場合、役員報酬が損金算入されている必要があります。

対象費用の詳細（労務費）③

- ◆Q33. 出資者（正社員でない）にも研究の一部を分担してもらう予定ですが、研究員登録可能か。正社員でないためアルバイトとみて、補助員での登録になるのか
- ◆A33. 正社員でなくても、雇用契約、派遣契約及び出向契約を結んでいる者あれば、研究員として登録することができます。また補助員の業務は、実験補助、研究資料の整理等となります。
- ◆Q34. 採択された後に、研究者や補助員を増やすことは可能か
- ◆A34. 提案書提出段階で、想定する研究員や補助員を記載してください。採択後に研究員や補助員を増やす場合は、所定の手続きにより、その理由を確認の上、可否を判断します。なお、研究員や補助員の変更や増員を認めた場合でも、労務費の増額による契約総額の増額は認められません。他の項目からの流用は可能です。

対象費用の詳細（労務費）④

◆Q35. 今後雇用する可能性のある従業員等を勘案し、全体の費用を試算することは可能か

◆A35. 事業開始後に想定される登録研究員にて労務費を試算して頂いて問題ありませんが、採択後には雇用の事実関係等を確認します。

◆Q36. 役員2名のスタートアップ企業であり、現在、事業立ち上げ期のため、役員報酬を得ていない。本事業に採択された場合に、時給を受け取ることは可能か。可能な場合、単価設定の妥当性はどう判断すれば良いか

◆A36. 役員報酬が0の場合には労務費の計上はできません。役員が労務費を計上する場合、役員報酬が損金算入されている必要があります。健保等級の有無により単価設定方法が異なります。詳細は[委託業務事務処理マニュアル](#)あるいは[課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル](#)をご参照ください。

対象費用の詳細（労務費）⑤

- ◆Q37. 申請額に占める労務費の割合について、上限等に係る規定はあるか
- ◆A37. 申請額に対する労務費の割合について上限はなく、申請額全額を労務費としてもかまいません。

対象費用の詳細（その他経費）①



◆Q38. 関連する特許の経費計上は可能か

◆A38. フェーズ1（委託事業）に限り、事業開始以降に得られた知見に関する特許庁への出願料や明細書作成のための特許事務所手数料についてのみ計上可能となります。詳細は[委託業務事務処理マニュアル](#)及び[経費計上の手引き](#)をご確認ください。

◆Q39. 出願済特許の外国出願費用を計上することは可能か

◆A39. 出願済特許の費用を計上することはできません。計上することができる特許出願に係る費用は、プロジェクト期間中の国内外特許出願料（国内優先権主張出願含む）、PCT出願に係る出願料（送付手数料、調査手数料、優先権証明手数料含む）、国内外意匠出願料、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願（送付手数料、公表手数料、追加手数料、指定手数料を含む）です。詳細は、[委託事業事務処理マニュアル](#)129頁をご参照ください。

対象費用の詳細（その他経費）②



◆Q40. 海外施設を調査する場合、旅費を計上することは可能か

◆A40. 採択後に提出いただく実施計画書に記載し、調査の内容についてNEDOが妥当と判断した場合、経費計上が可能です。

◆Q41. フェーズ1・2の提案費用の上限額は、税込か

◆A41. フェーズ1の委託費の上限は、税込で1500万円です。フェーズ2の助成額（NEDO負担額）の上限は、税抜で5000万円です。

◆Q42. 「研究開発要素がある業務は、外注することができません」とあるが研究開発要素の定義とは何か

◆A42. 外注費に計上可能な業務は、採択者が作業内容を仕様書で詳細に指示することが可能な業務のみです。研究開発内容が含まれるものは、外注費として計上できません。詳細は採択後にNEDO担当へご質問ください。

研究開発課題 6. 福祉課題関連

- ◆Q43. 医療機関との共同開発を実施する場合には医療機器製造販売業者も提案者となることは可能か
- ◆A43. 医療機器製造販売業者（中小企業に限る）が共同提案者として参画いただく事は可能です。ただし、医療機関は提案者となることはできません。

その他のご質問①

◆Q44. 採択基準について、資金を有しているとありますが、その判断基準はどのようなものか

◆A44. 提出いただく資料から企業として経営基盤がしっかりしているか否かを判断させていただくもので、判断基準は公開していません。

◆Q45. 申請者名は閲覧可能か

◆A45. 採択したテーマ等については、NEDOのホームページ等で公表します。不採択としたテーマ等については、当該提案者に対してのみ、不採択理由と共に、結果を通知します。

◆Q46. 公募説明会資料や質疑応答の内容はどこで参照できるか

◆A46. 本公募のWebページ（[研究開発課題 1～5](#)、[研究開発課題 6. 福祉課題](#)）に掲載しています。質疑応答の内容は、後日FAQとして同じページに掲載します（本資料）。

その他のご質問②

◆Q47. 採択予定件数は何件か

◆A47. 採択予定件数は決定していません。今年度の予算と提案件数及び外部有識者による採択審査の結果を総合的に判断し、採択先を決定します。なお、予算の都合等により減額して採択する場合もあります。

◆Q48. 採択された場合、契約後に立ち上げ資金として、概算払を受けることは可能ですか

◆A48. 前払い金としての概算払はできません。本事業では、支払った実績の費用に対して、NEDOが認める場合、月に一度を上限に概算払いの対応をしています。なお、本事業での経費計上は労務費が検収ベース、そのほかは支払ベースとなります。概算払請求の方法は[委託業務事務処理マニュアル](#)あるいは課題設定型[産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル](#)をご参照ください。

その他のご質問③



◆Q49. フェーズ1の事業期間の目安は1年間でしたが、仮に9月に契約を締結したとして、ステージゲート審査の2023年6月までの10カ月間で事業を完了し、目安の1年間より短い計画とする必要があるのか

◆A49. 1年間より短い計画とする必要はございません。フェーズ1の事業終了時に継続してフェーズ2の事業を開始していただくため、ステージゲート審査の時期につきましては、2023年6月頃を想定しております。以下に採択後のスケジュールを例示します。

- ・採択通知日：2022年9月1日
- ・フェーズ1 事業期間：2022年9月1日～2023年8月31日
- ・フェーズ2 事業期間：2023年9月1日～2025年8月31日
- ・フェーズ1→2のステージゲート審査：2023年6月頃

◆Q50. 申請時に提出する書類に関して、提出前に添削やアドバイスは受け付けているか

◆A50. 本事業では、添削やアドバイスは受け付けておりません。